

(案)

6 多企行第 号
令和 年 月 日

多摩市使用料等審議会 会長 様

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市使用料について（諮問）

標記について、多摩市使用料等審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針（案）」について（諮問）

2 諮問理由

多摩市では、「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針（以下、「基本方針」と言う。）」（平成 17 年 3 月策定、平成 29 年 5 月改定）において、使用料の算定方法や利用者負担の考え方等をまとめ、これに基づき公共施設の使用料の設定を行ってきました。基本方針の見直しは 8 年ごとに行うこととされています。

この間、多摩市を取り巻く環境は厳しさを増しており、少子化、高齢化に伴い人口減少も進み、さまざまな活動において担い手不足が深刻化しています。また、物価高騰の影響や社会保障関係費の増加、令和 14 年度から供用開始予定の本庁舎をはじめとした大型公共施設の更新等により、財源の確保が大きな課題となっています。

このような状況においても、市民サービスの向上を目指し、持続可能な行財政運営に向けた取組みを行うことが求められています。このため、公共施設においては、適正な使用料を設定し、将来世代に過度な負担を負わせることなく、公共施設を利用する市民と利用しない市民との負担の公平性を保たなければなりません。

一方で、多様化する利用者ニーズも踏まえ、公共施設のさらなる有効活用の取組についても、柔軟に検討していく必要があります。

以上を踏まえ、「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針（案）」について、多摩市使用料等審議会での審議をお願いします。